本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本維持工事の実施状況に係る監督は上記（８．１．４）により行うこととする。

１１．３　請負者が負う可能性のある主な責務等

１１．３．１　請負者の責務等

本維持工事に従事する者は、刑法（明治４０年法律第４５条）その他の罰則の適用については、法第２５条第２項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

１１．３．２　罰則等

（１）次のいずれかに該当する者は、法第55 条の規定により30 万円以下の罰金に処されることとなる。

①　本実施要項（８．１．１）～（８．１．２）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項（８．１．４）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

②　正当な理由なく、本実施要項（８．３）による指示に違反した者

（２）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の工事に関し、上記（１）の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記（１）の刑を科されることとなる。

１１．３．３　会計検査について

請負者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２２条に該当するとき、又は同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び２６条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省大阪航空局を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙1

対象施設一覧表

施　設　名	型　式	設置数	種別		点検周期	対象数	区分	昼間作業		夜間作業		備　考
								監視員無 1	監視員有 2	屋外 3	屋内 4	
飛行場灯台	回転式	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	1	1				
標準式進入灯	EHU-31	81	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	66	1	66				交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	66	1	66				
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	66	1	66				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	15	3			15		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	15	3			15		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	15	1	15				
標準式進入灯	FHU-31	10	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	10	3			10		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	10	3			10		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	10	3			10		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	10	1	10				
簡易式進入灯	EHU-31	56	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	51	1	51				交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	51	1	51				
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	51	1	51				
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	5	3			5		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	5	3			5		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	5	1	5				
簡易式進入灯	FHU-31	10	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	10	3			10		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	10	3			10		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	10	3			10		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	10	1	10				
連鎖式閃光灯	FX-AV	10	定期点検	屋外	1ヶ月1回	10	1	10				
連鎖式閃光灯	FX-AV	3	定期点検	屋外	1ヶ月1回	3	3			3		
進入角指示灯	P型	16	定期点検	屋外	2ヶ月1回	16	3			16		ｶｾｯﾄ交換月以外の月
			定期点検(灯器交換)	屋外	2ヶ月1回	16	3			16		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	2ヶ月1回	16	1	16				ｶｾｯﾄ交換月
PAPI監視装置	受光器	16	定期点検	屋外	2ヶ月1回	16	3			16		ｶｾｯﾄ交換月
			定期点検(レンズ面清掃)	屋外	2ヶ月1回	16	3			16		ｶｾｯﾄ交換月以外の月
PAPI監視装置	信号伝送装置	4	定期点検	屋外	2ヶ月1回	4	3			4		
旋回灯	P型	27	定期点検	屋外	1ヶ月1回	27	3			27		
進入灯台	E-5	3	定期点検	屋外	1ヶ月1回	3	1	3				
進入路指示灯	SB-1	66	定期点検	屋外	1ヶ月1回	66	1	66				
進入路指示灯	SB-1	25	定期点検	屋外	1ヶ月1回	25	3			25		
進入路指示灯	FHU-31	25	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	25	3			25		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	25	3			25		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	25	3			25		
			定期点検(整備作業所作業)	屋外	6ヶ月1回	25	1	25				
進入路指示灯	FX-7	27	定期点検	屋外	1ヶ月1回	27	1	27				
進入路指示灯	P型	4	定期点検	屋外	1ヶ月1回	4	1	4				角度調整月は除く
			定期点検(角度調整)	屋外	6ヶ月1回	4	1	4				

別紙1

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別		点検周期	対象数	区分	昼間作業		夜間作業		備考
								監視員無 1	監視員有 2	屋外 3	屋内 4	
滑走路灯	EHB-35	126	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	126	3			126		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	126	3			126		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	126	1	126				
滑走路灯	FHB-36	34	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	34	3			34		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	34	3			34		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	34	3			34		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	34	1	34				
滑走路末端灯	EHB-34	2	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月1回	2	3			2		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	2	3			2		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	2	1	2				
滑走路末端灯	FHB-33/34	76	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	76	3			76		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	76	3			76		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	76	3			76		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	76	1	76				
滑走路末端補助灯	FHU-35	10	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	10	3			10		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	10	3			10		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	10	3			10		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	10	1	10				
滑走路末端識別灯	FX-3S	4	定期点検	屋外	1ヶ月1回	4	3			4		
滑走路中心線灯	FMB-37	159	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	159	3			159		
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	159	3			159		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	159	3			159		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	159	1	159				
接地帯灯	FMU-38	180	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	90	3			90		交換月は1回(AR/Wは消灯中)
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	180	3			180		交換月は除く(AR/Wは消灯中)
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	90	3			90		AR/Wは消灯中
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	90	1	90				AR/Wは消灯中
滑走路距離灯	G-2-2	23	定期点検	屋外	1ヶ月1回	23	3			23		
過走帯灯	H-10	14	定期点検	屋外	1ヶ月1回	14	3			14		
過走帯灯	FMU-38	9	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	9	3			9		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	9	3			9		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	9	3			9		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	9	1	9				
過走帯灯	FHU-34	5	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	5	3			5		
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	5	3			5		交換月は1回
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	5	3			5		交換月は除く
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	5	1	5				
誘導路灯	M-1	44	定期点検	屋外	1ヶ月1回	44	2		44			
誘導路灯	M-1	185	定期点検	屋外	1ヶ月1回	185	3			185		

別紙1

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別		点検周期	対象数	区分	昼間作業		夜間作業		備考
								監視員無 1	監視員有 2	屋外 3	屋内 4	
誘導路灯	ELO-38	129	定期点検	屋外	1ヶ月1回	129	2		129			
誘導路灯	ELO-38	220	定期点検	屋外	1ヶ月1回	220	3			220		
誘導路灯	T-2	37	定期点検	屋外	1ヶ月1回	37	3			37		
誘導路灯	ELO-38D	13	定期点検	屋外	1ヶ月1回	13	3			13		
			定期点検	屋外	6ヶ月1回	13	3			13		
誘導路中心線灯	IL-1	10	定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	10	3			10		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	1ヶ月1回	10	1	10				
誘導路中心線灯	IL-2	15	定期点検(灯器交換)	屋外	1ヶ月1回	15	3			15		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	1ヶ月1回	15	1	15				
誘導路中心線灯	FLU-9A	280	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	280	3			280		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	280	3			280		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	280	3			280		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	280	1	280				
誘導路中心線灯	FLB-9B	223	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	223	3			223		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	223	3			223		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	223	3			223		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	223	1	223				
誘導路中心線灯	FLB-9C	412	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	412	3			412		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	412	3			412		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	412	3			412		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	412	1	412				
誘導路中心線灯	FLU-9DL	17	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	17	3			17		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	17	3			17		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	17	3			17		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	17	1	17				
誘導路中心線灯	FLB-9DR	61	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	61	3			61		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	61	3			61		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	61	3			61		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	61	1	61				
誘導路中心線灯	LB1-81D	4	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	4	3			4		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	4	3			4		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1年1回	4	3			4		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	1年1回	4	1	4				
誘導路中心線灯	LB1-82D	32	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	32	3			32		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	32	3			32		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	1年1回	32	3			32		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	1年1回	32	1	32				
滑走路警戒灯	EHG	43	定期点検	屋外	1ヶ月1回	43	3			43		

別紙1

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別		点検周期	対象数	区分	昼間作業		夜間作業		備考
								監視員無 1	監視員有 2	屋外 3	屋内 4	
中間待機位置灯	FLU-9A	10	定期点検(レンズ面清掃)	屋外	1ヶ月2回	10	3			10		交換月は1回
			定期点検	屋外	1ヶ月1回	10	3			10		交換月は除く
			定期点検(灯器交換)	屋外	6ヶ月1回	10	3			10		
			定期点検(整備作業所作業)	屋内	6ヶ月1回	10	1	10				
誘導案内灯	T-7VR-2	8	定期点検	屋外	1ヶ月1回	8	3			8		
誘導案内灯	T-7VR-3	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	2		1			
誘導案内灯	T-7VR-3	23	定期点検	屋外	1ヶ月1回	23	3			23		
誘導案内灯	T-7VR-4	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	2		1			
誘導案内灯	T-7VR-4	9	定期点検	屋外	1ヶ月1回	9	3			9		
誘導案内灯	T-7VR-5	5	定期点検	屋外	1ヶ月1回	5	2		5			
誘導案内灯	T-7VR-5	6	定期点検	屋外	1ヶ月1回	6	3			6		
誘導案内灯	T-7VR-6	5	定期点検	屋外	1ヶ月1回	5	3			5		
誘導案内灯	T-7VR-7	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	2		1			
誘導案内灯	T-7VR-7	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	3			1		
誘導案内灯	T-7VR-8	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	3			1		
誘導案内灯	T-7VR-9	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	2		2			
誘導案内灯	T-7VR-9	16	定期点検	屋外	1ヶ月1回	16	3			16		
誘導案内灯	T-7VR-10	2	定期点検	屋外	1ヶ月1回	2	3			2		
スポット番号表示灯	SS型	2	定期点検	屋外	3ヶ月1回	2	3			2		
スポット番号表示灯	SM型	2	定期点検	屋外	3ヶ月1回	2	3			2		
スポット番号表示灯	SL型	9	定期点検	屋外	3ヶ月1回	9	3			9		
風向灯	2B型	3	定期点検	屋外	1ヶ月1回	3	3			3		
指向信号灯	PSL	2	定期点検	屋内	1ヶ月1回	2	1	2				
停止位置目標灯	M-1(R)	3	定期点検	屋外	1ヶ月1回	3	2		3			
離陸案内灯	T-6	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	1	1				
危険航空灯台	E-5	1	定期点検	場外	1ヶ月1回	1	1	1				
航空障害灯	OM-3A	14	定期点検	屋外	3ヶ月1回	14	1	14				
航空障害灯	OM-3A	14	定期点検	屋外	3ヶ月1回	14	3			14		
航空障害灯	OM-3B	8	定期点検	屋外	3ヶ月1回	8	1	8				
航空障害灯	OM-7	1	定期点検	屋外	3ヶ月1回	1	1	1				
断芯表示灯	OM-3A	1	定期点検	屋外	3ヶ月1回	1	1	1				
保護板	D	1	定期点検	屋外	1ヶ月1回	1	3			1		
ゴムトランス		155	定期点検	屋外	3ヶ月1回	155	1	155				
ゴムトランス		269	定期点検	屋外	3ヶ月1回	269	2		269			
ゴムトランス		1732	定期点検	屋外	3ヶ月1回	1732	3			1,732		
トランス収納箱		78	定期点検	屋外	6ヶ月1回	78	1	78				
トランス収納箱		214	定期点検	屋外	6ヶ月1回	214	2		214			
トランス収納箱		1185	定期点検	屋外	6ヶ月1回	1185	3			1,185		
キュービクル	進入路指示灯用	8	定期点検	屋外	1年1回	8	1	8				

別紙1

対象施設一覧表

施設名	型式	設置数	種別		点検周期	対象数	区分	昼間作業		夜間作業		備考
								監視員無 1	監視員有 2	屋外 3	屋内 4	
分電盤	進入路指示灯用	49	定期点検	屋外	1年1回	49	1	49				
エプロン照明灯	NH-660	168	定期点検	屋外	3ヶ月1回	168	1	168				
エプロン照明灯	M-400	5	定期点検	屋外	3ヶ月1回	5	1	5				
エプロン照明灯	M-1000	127	定期点検	屋外	3ヶ月1回	127	1	127				
安定器収納箱	エプロン照明灯用	18	定期点検	屋外	3ヶ月1回	18	1	18				
街路灯	昼間	202	定期点検	屋外	適宜	202	1	202				
GSE通路照明灯	昼間	2	定期点検	屋外	1年1回	2	1	2				
定電流調整器		44	定期点検	屋内	1年1回	44	4				44	
ケーブル切替盤		2	定期点検	屋内	1年1回	2	4				2	
直流電源盤		3	定期点検	屋内	1年1回	3	1	3				
屋外キュービクル		29	定期点検	屋外	1年1回	29	1	29				
屋外キュービクル		24	定期点検	屋外	1年1回	24	3			24		
受配電設備		33	定期点検	屋内	1年1回	33	1	33				
受配電設備		114	定期点検	屋内	1年1回	114	4				114	
変圧器類	航空灯火用	2	定期点検	屋内	1年1回	2	4				2	
排水ポンプ	電気地下道	7	定期点検	屋内	6ヶ月1回	7	1	7				
蛍光灯	共同溝(FL-20W)	139	定期点検	屋内	6ヶ月1回	139	1	139				
蛍光灯	共同溝(FL-10W)	16	定期点検	屋内	6ヶ月1回	16	1	16				
保護継電器試験		36	定期点検	屋内	1年1回	36	1	36				
保護継電器試験		218	定期点検	屋内	1年1回	218	4				218	
避雷器試験		24	定期点検	屋内	1年1回	24	4				24	
防護具耐圧試験	ゴム長靴	9	定期点検	屋内	6ヶ月1回	9	1	9				
防護具耐圧試験	ゴム手袋	8	定期点検	屋内	6ヶ月1回	8	1	8				
防護具耐圧試験	ヘルメット	26	定期点検	屋内	6ヶ月1回	26	1	26				
防護具耐圧試験	DS棒	33	定期点検	屋内	6ヶ月1回	33	1	33				
防護具耐圧試験	検電器	12	定期点検	屋内	6ヶ月1回	12	1	12				

別紙２

航空灯火電気施設保守要領

平成２２年　　月　　日

１、作業者の実施区分

点検を実施する上で、本文中の作業区分の○印は全て電工が行う作業、●印は専門業者等が行う作業とする。

航空灯火電気施設保守要領

設備名	周期	保守項目	作業者の実施区分	点検実施区分 日常点検	定期点検	臨時点検
1.受変電機器関係		変電室関係は高圧充電部分があるため、取扱いには十分注意をすること。 作業に着手する場合には遮断器を開放し停電を確認し作業中の標識を付して実施すること。				
(1)配電盤 ①共通	月1回	(a) 扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (b) 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及び錆の有無を点検すること。 (c) ボルトの緩みの有無を点検すること。 (d) 雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検すること。 (e) 標識の汚損及び取付状態を点検すること。	○	○		○
	年1回	(a) 絶縁抵抗測定 (b) 接地抵抗測定	○		○	○
②盤外観	年1回	(a) 配電盤の据付状態、損傷、錆、腐食、変色等の有無を点検すること。 (b) 盤内への漏水又は痕跡、小動物が浸水するおそれのある開口部の有無を点検すること。 (c) 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検すること。 (d) 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付状況の良否を点検すること。	○		○	○
③盤内部（機器は除く。）	年1回	(a) 内部床上、機器仕切り板等の清掃を行うこと。 (b) 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (c) 機器取付及び配線接続状況の良否を点検すること。 (d) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (f) 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検すること。 (g) 盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検すること。	○		○	○
(2)計器用変成器	週1回	(a) 汚損、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検すること。 (b) 接続部の変色の有無を点検すること。 (c) 接地線の外れ、断線等の有無を点検すること。	○	○		○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 電線貫通型の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検すること。 (f) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。また、予備ヒューズの確認を行うこと。 (g) 変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。	○		○	○

設備名	周期	保　守　項　目	作業者の実施区分	点検実施区分 日常点検	 定期点検	 臨時点検
(3)指示計器、表示操作類	毎日	(a) 各計器の表示値の適否を点検すること。	○	○		○
	月１回	(a) 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認すること。	○	○		○
	年１回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 各指示計器の零点調整を行うこと。また、正常に機能していることを確認すること。	●		○	○
(4)保護継電器	年１回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (e) 動作電圧、電流、時間特性を測定し、継電器動作による引外し又は警報機の回路が完全に動作するか試験すること。また、責任分界点等の重要点は地絡方向継電器動作特性試験を実施すること。	●		○	○
(5)断路器、負荷開閉器	年１回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検すること。 (e) 開閉器入・切操作を行い、その良否を点検すること。 (f) 操作機構部の損傷、変形、錆等の有無を点検すること。 (g) 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検すること。	○		○	○
(6)変圧器 ①共通	毎日	(a) 温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認すること。 (b) 音響、異臭、異常振動等の有無を点検すること。	○	○		○
	週１回	(a) 防塵フィルター脱落の有無、盤内圧力扇の作動を確認すること。	○	○		○
	3ヶ月1回	(a) 変圧器表面温度測定 ※ 放射温度計により、温度測定を行うこと。	○	○		○
②モールド変圧器	年１回	(a) モールドコイル（内・外）表面の汚損、損傷、変形、変色、ヨークコア発錆の有無を注意深く確認すること。 (b) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認すること。 (e) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。	○		○	○

設備名	周期	保守項目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
		(f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (g) 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出し等の異常の有無を点検すること。	○		○	○
③油入変圧器	年1回	(a) 機器本体の取付及び配線接続状態の良否を点検すること。 (b) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (c) ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認すること。 (d) タップ切換器の破損、変色等の有無を点検すること。 (e) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。 (f) 油面計により、油量の良否を確認すること。	○		○	○
(7)進相コンデンサー、直列リアクトル	毎日	(a) 異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検すること。	○	○		○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体の取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。	○		○	○
(8)交流遮断器 ①共通	毎日	(a) 異音、異臭、異常振動等の有無を点検すること。	○	○		○
	年1回	(a) 機器外面の損傷、過熱、錆、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、接続操作の円滑性及び導体接触部の勘合の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検すること。 (e) 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検すること。 (f) 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認すること。	○		○	○
②油遮断器	年1回	(a) 油量が適切であることを確認すること。	○		○	○
(9)避雷器	年1回	(a) 機器外面の汚損、損傷、過熱、錆、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検すること。 (b) 本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検すること。 (c) 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検すること。 (d) ギャップのある避雷器の場合は、絶縁抵抗測定を行うこと。	○		○	○
(10)蓄電池	週1回	(a) 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検すること。 (b) 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認すること。 (c) 蓄電池の総出力電圧を確認すること。	○	○		○
	年1回	(a) 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検すること。なお、触媒栓シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認すること。また、据置蓄電池(制御弁式)は、蓄電池の交換時期を確認すること。 (b) 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検すること。 (c) 全セルについて、電圧、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検すること。	○		○	○

設備名	周期	保　守　項　目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
		(d) 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検すること。 (e) 据置鉛蓄電池は全セルの浮動充電中の電解液比重及び温度測定(アルカリ型、制御弁式及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。)を行い、その良否を確認すること。 (f) 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行うこと。	○		○	○
(11)整流装置	毎日	(a) 表示灯類の点灯状態を点検すること。	○	○		○
	週1回	(a) 操作、切替スイッチ等の状態を点検すること。	○	○		○
	年1回	(a) 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、損傷、汚れ、腐食等の有無を点検すること。 (b) 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、異音、異臭等の有無を点検すること。 (c) 次の値を測定し、その良否を確認すること。 ・交流入力電圧 ・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧 ・均等充電電圧 ・負荷電圧 ・出力電流及び負荷電流(盤面計器による。) (d) 手動により浮動及び均等充電への切替え動作の確認を行うこと。 (e) 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検する。また、入力出力負荷、警報等の状況によるON, OFF状態を確認すること。	○		○	○
(12)定電流調整装置 ①CCR本体、出力装置、CCT本体	毎日	(a) 温度上昇、音響、異臭、異常振動等、電流値（接地指示計の指示値を含む。）及び絶縁抵抗値を確認すること。 (b) ケーブル接続部の接続状態を確認すること。	○	○		○
	3ヶ月1回	(a) 接地警報器の動作確認（試験スイッチによる指示確認）	○	○		○
	年1回	(a) 機器取付状態の確認 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 (c)ドアスイッチの作動の良否を点検すること。 (d) 光度選択スイッチの作動の良否を点検すること。 (e) 光度選択リレーの作動の良否を点検すること。 (f) 入力切替機能の確認 ア. CATーⅡ／Ⅲ空港 自動切替動作の確認（片系電源OFF時に自動切替動作、両系電源同時ON時に不定状態とならないことを確認） イ. CATーⅠ空港 手動切替動作の確認（電源系統選択時、正常に切り替わることを確認） (g) 全般的清掃、塗装 (h) コンデンサーの油漏れ点検 (i) 変圧器及びリアクトルの点検 乾式の場合には、コイル鉄心等の外部清掃 (j) 制御用電源回路の点検 (k) CCR出力制御量の点検（電流値の調整） (l) 絶縁抵抗測定	○		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
②ケーブル切替盤、計測変換器盤	月1回	(a) 温度上昇(特にケーブル接続部)、異音、異臭に注意すること。	○	○		○
	年1回	(a) 機器取付状態の確認 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 (c) 動作状態及び機能の確認	○		○	○
(13)CCR－U	月1回	(a) 汚損、異音、異臭、過熱の有無の点検 (b) 動作状態の点検 (c) 計器類の運転記録の確認 (d) 直流分電盤目視外観点検	○	○		○
2.制御機器・監視装置関係						
(1)航空灯火電力監視制御 ①中央／ローカル処理装置及び監視卓	毎日	(a) 表示部の機能及び運用状態等を確認すること。	○	○		○
②グラフィックパネル	毎日	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 (c) ランプテストの機能確認	○	○		○
③インターフェース盤	毎日	(a) 機器取付状態の確認 (b) 配線及びコネクタ接続状態の確認	○	○		○
④I／O端末装置、変換器盤、分電盤	毎日	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認	○	○		○
⑤伝送装置	毎日	(a) 機器取付状態の確認 (b) 配線及びコネクタ接続状態の確認	○	○		○
⑥プリンター及びハードプリンター	毎日	(a) 印字状況の確認	○	○		○
⑦運用卓及び監視卓	毎日	(a) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検 (b) 端子部、コネクター、基板の接続及び取付状態の確認 (c) ランプテスト機能の確認	○	○		○
⑧保守用電話交換機	月1回	(a) 保守通話通信確認	○	○		○
(2)停止線灯システム ①航空機検知センサー	毎日	(a) 支柱の取付状態の確認 (b) 試験モードによる動作確認(システム動作確認)	○	○		○
	月1回	(a) 実際に車両を走行させ、正常に検知するかを確認すること。	○	○		○
②制御端末器	6ヶ月1回	(a) 外観に異常がないか点検すること。 (b) シールド部に亀裂がないか点検すること。	○		○	○
③データ処理装置	毎日	(a) 運用状態の確認 (b) インターフェース部の動作状況の確認	○	○		○
④運用卓	毎日	(a) 操作機能の確認 シーケンス試験操作を行い正常動作するか確認すること。	○	○		○
	月1回	(a) 操作盤の汚損、損傷の有無 操作スイッチ等に破損が無いか確認すること。	○	○		○
⑤運用卓コントローラ盤	毎日	(a) 外観に異常がないか確認すること。 (b) 異音、異臭及び汚れ具合等の点検	○	○		○
⑥監視装置	毎日	(a) 表示機能の確認 運用卓での操作時、表示装置にて表示の確認を行い、またプリンター装置の動作確認を行うこと。	○	○		○
	月1回	(a) 表示装置にてシーケンス試験操作を行い正常動作するか表示確認すること。 (b) システムコンソールの点検	○	○		○

設備名	周期	保守項目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
		監視卓、キーボード、表示装置、プリンター装置の汚損、損傷の有無				
(3)進入路指示灯遠隔制御装置 ①親機	毎日	(a) 表示部の機能及び運用状態を確認すること。	○	○		○
	月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作を行い、動作確認を行うこと。 (c) 動作に従い、監視表示の確認を行うこと。	○		○	○
②子機	月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作場所を遠方から直接に切り換え、接続されている各灯火等の動作確認を行うこと。	○		○	○
(4)エプロン照明監視制御システム ①照明主操作盤	毎日	(a) 表示部の機能及び運用状態を確認すること。	○	○		○
	3ヶ月1回	(a) 塗装状況、扉、ハンドルの開閉状況、部品の取付状況に異常がないか確認を行い清掃すること。 (b) 操作を行い、動作確認を行うこと。 (c) 動作に従い、監視表示の確認を行うこと。	○		○	○
3.分電盤・開閉器箱						
(1)共通	月1回	(a) 異常音の有無を確認すること。 (b) 各開閉器等の開閉状態を点検すること。	○	○		○
	年1回	(a) 絶縁抵抗測定(停電できない場合には、抵抗分漏電電流(Ior)を測定する。 (b) 接地抵抗測定	○		○	○
(2)キャビネット	年1回	(a) 盤の取付状況(支持ボルトの緩み)を確認すること。 (b) 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検すること。 (c) 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検すること。 (d) 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検すること。	○		○	○
(3)導電部 ①母線・分岐導体・盤内配線支持物等	年1回	(a) 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検すること。 (b) 異常音、異臭及び変色の有無を点検すること。 (c) 導電接続部の緩みの有無を点検すること。	○		○	○
②端子台	年1回	(a) 変色及び異臭の有無を点検すること。	○		○	○
(4)機器(遮断器・継電器・電磁接触器・タイマー・リモコン・変圧器等)	年1回	(a) テストボタン(漏電遮断器)による動作の確認を行うこと。 (b) 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無を点検すること。	○		○	○
4.電線路(航空灯火施設は別途規定)						
(1)架空電線路	年1回	(a) ケーブル被覆の損傷の有無 (b) 他の電柱、支線、造営物、煙突等との接触の有無 (c) 腕木、碍子等の破損の有無 (d) 木柱の腐朽、傾斜等の有無 (e) 混線の有無、緩み過ぎの有無等 暴風雨襲来季節には特別に巡視点検を行うこと。	○	○		○

設備名	周期	保守項目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定	○		○	○
	適宜	(a) ケーブル絶縁診断（絶縁抵抗が劣化傾向の場合）	●		○	○
(2)地中電線路	年1回	(a) 立上り鉄管並びに取付金具等の破損の有無 (b) ダクト、マンホールの点検、清掃及び外観構造上の破損等を点検すること。	○		○	○
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 漏洩電流の測定	○		○	○
	適宜	(a) ケーブル絶縁診断（絶縁抵抗が劣化傾向の場合）	●		○	○
5.灯火施設関係		航空灯火施設はレンズ又は反射鏡を使用した光学的機器であるため、光度の低下する原因としては、光源の動程による光束の減少及び塵埃や煤煙で器具が汚れることによる減光が影響している。その性能を維持するためには光源の保守と器具の清掃に留意することが必要である。				
(1)航空灯台 飛行場灯台 進入灯台		航空灯台、飛行場灯台、進入灯台に使用されている灯器はFX－7S－80K、E－5、回転式、A－4である。				
	毎日	(a) 点灯状況、レンズ、フィルタに異常はないか確認すること。 (b) 正常に回転しているかどうか確認すること。 (c) 断芯標示灯が点灯した場合には速やかに電球を交換すること。	○	○		○
	月1回	(a) 光源位置の点検、灯体、レンズ、フィルタの清掃 レンズは柔らかい布等で、内部から静かに拭くこと。 アクリル製のフィルタはシリコン布で軽く拭くこと。 (b) 回転室の点検手入及び注油 回転室は電動機の温度上昇、回転音、減速室の油漏れ、集電環の汚損、刷子の摩耗等に注意し点検手入清掃注油すること。 (c) 電球交換器の点検手入 電球及びソケットの点検、電球交換器、接点の点検手入及び清掃を行うこと。 (d) 配電盤の点検 電圧計の指示、電線接続端子、ヒューズ接続の緩み等点検すること。 (e) その他鉄塔、避雷針、断芯標示灯、接地線等を点検すること。	○		○	○
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 接地抵抗の測定 (c) 発錆状態確認(必要に応じて塗装補修)	○		○	○
(2)補助飛行場灯台		補助飛行場灯台に使用されている灯器はモールス符号式で、灯体と電源装置に大別される。 取扱は別途説明書を参照のこと。				
	毎日	(a) 点灯状況、ネオン管に異常はないか確認すること。 (b) 正常にモールス符号が明滅しているか確認すること。	○	○		○
	月1回	点検の際は、発光部に高電圧が残留しているので、放電を確認の上、実施すること。 (a) 灯体の清掃 表面はアクリルなので柔らかい綿布にて清拭すること。 (b) 安全スイッチの動作機能を確認すること。 (c) 電圧の測定を行い、その良否を確認すること。 (d) 電線接続端子、ヒューズ接続の緩み等点検すること。	○		○	○
	年1回	(a) 絶縁抵抗の測定 (b) 接地抵抗の測定 (c) 発錆状態確認（必要に応じて塗装補修）	○		○	○

設備名	周期	保　守　項　目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
(3)地上型標識灯		Ｍ－１型、Ｔ－２型、Ｔ－７型、EHU型、EHB型、EMU型、ELO型、SB－１型、Ｈ－６型、Ｈ－１０型、Ｇ－２型及びEHG型の各種が、進入灯、進入路指示灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路距離灯、過走帯灯、誘導路灯、停止線灯、滑走路警戒灯、誘導案内灯及び転回灯として設置されている。				
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、変色しているもの、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。 (b) 定電流回路に使用する電球は断芯後再びフィラメントが融着する場合があるが、この時は光度が著しく低下しているから注意深く点検して取り換えること。 (c) 日常巡回できない場合には、定格寿命換算により、全数交換することが望ましい。	○	○		○
	月１回 （現場）	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損及び損傷を点検し、灯器の汚損及び損傷しているものは清掃又は交換すること。	○		○	○
	月１回 （現場） 整備作業所で作業しない場合（LED光源のものを除く。）	(a) 灯器の点検手入 灯器を取り外し、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等に異状はないか点検し中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体の塗装が褪色、剥落したり発錆があったときは錆落しをして、指定色のラッカー等で塗装すること。 (c) 滑走路距離灯については灯体の塗装が退色又は剥落しているときは指定色のラッカー等で塗装しておくこと。	○		○	○
	６ケ月 １回	(a) 灯器の水平、向き、仰角を水準器等により点検調整すること。	○		○	○
	６ケ月 １回 整備作業所で作業する場合	(a) 灯器の交換 上部灯器を取り外し、下部灯体の状態点検及び清掃、絶縁抵抗測定を実施すること。 灯器の水平、向き、仰角を水準器等により点検調整すること。 (b) 整備作業所精密点検 上部灯体部品の整備点検及び清掃、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。	○		○	○
(4)埋込型標識灯		Ｔ－５型、IL型、IH型、FLU型、FLB型、FMU型、FMB型、FHU型、FHB型、LU1型、LB1型、LU3型及びLB3型の各種が、進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、滑走路末端補助灯、滑走路中心線灯、接地帯灯、過走帯灯、誘導路灯、誘導路中心線灯及び停止線灯として設置されている。				
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損の点検を行い、電球の断芯したものは交換すること。	○	○		○
	週2回 ～ 月1回	(a) レンズの汚損状況に応じて、レンズ清掃を行い機能を確保すること。	○		○	○
	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b) トルクレンチ、Tレンチにより所定のトルクで締め付けられているかを確認し、緩みがある場合には増締めを行うこと。	○		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
	3ケ月 1回 別置型LED点灯ユニットの場合	(a) LED点灯ユニットの取付状況の点検を行うこと。	○		○	○
	月1回 整備作業所で作業しない場合 6ケ月 1回 F型及びL型(LED光源のものを除く。)の場合	(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター、反射鏡等に異状はないか、特に灯体の発錆に注意し内部に漏水のある場合には排水し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定、配光測定、灯体の塗装等を実施すること。	○		○	○
	年1回 LED光源のL型の場合	(a) 灯器の点検手入 灯体を地上に引き上げ、LED発光部、リード線、レンズ等に異状はないか点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 灯体部品の状態点検・清掃、絶縁抵抗測定、配光測定等を実施すること。	○		○	○
(5)風向灯		風向灯に使用されている灯器の型式は1型及び2型である。				
	毎日	(a) 点灯状況及び吹流しの指示状況を確認し、電球の断芯したものは交換すること。	○	○		○
	月1回	(a) 灯器の点検手入 支柱を倒し、吹流し、照明灯及び障害灯を点検し、中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。 (b) 吹流しの汚損及びベアリングの回転具合を点検し注油を行うこと。吹流しの汚損の甚だしいものは交換すること。 (c) 灯体及び円形帯の塗装が褪色又は剥落しているときは指定色のラッカー等で塗装しておくこと。	○		○	○
(6)航空障害灯	毎日	(a) 航空障害灯は高所又は遠隔に設置されているので点灯状況を監視すること。直接監視出来ない箇所は別に責任者を定めて報告させること。	○	○		○
	3ケ月 1回	設置箇所が高所のため足場に注意して作業すること。 (a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、レンズ、フィルター等を点検し、灯器は中性洗剤、刷毛、綿布等にて清掃すること。電球は、断芯に至らなくても黒化したもの及び3ケ月を経過したものは交換すること。 (b) 点滅器、配電箱、制御盤等の点検手入 点滅器の動作を点検し、接点は特に焼損していないか注意すること。必要な箇所に注油すること。 (c) その他昇降用梯子、腕木、配線等の損傷はないか点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所には指定色のラッカー等で塗装しておくこと。	○		○	○

設備名	周期	保 守 項 目	作業者の実施区分	点検実施区分		
				日常点検	定期点検	臨時点検
(7)エプロン照明灯	毎日	(a) 点灯状態を点検すること。	○	○		○
	3ヶ月1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 配電箱又は安定器収納箱及び内部機器の点検手入 (c) 昇降用梯子、腕木、配線等の損傷はないか点検すること。 (d) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (e) 灯器を指定された向きに調整すること。	○		○	○
(8)昇降装置	適宜	(a) ポール基部(モーター周辺の雨水の浸入確認) (b) 昇降動作確認	○		○	○
(9)旋回灯	毎日	(a) 点灯状態を確認すること。	○	○		○
	月1回	(a) 灯器の点検手入 電球、ソケット、リード線、反射鏡等を点検し、清掃すること。電球断芯に至らなくても黒化したものは交換すること。 (b) 配電箱の点検手入 (c) 塗装の褪色、剥落している箇所は指定色のラッカー等で塗装しておくこと。なお、前面硝子の緊定具に防錆のためグリースを塗布すること。 (d) 灯器を指定された向きに調整すること。	○		○	○
(10)閃光放電灯		キセノン閃光管を使用した閃光装置については高電圧の充電部分があるため、取扱いには特に注意し、別途機器附属取扱説明書を十分に参照のこと。				
	毎日	(a) 点灯状況、灯器の損傷、汚損、水平向き等の点検を行い、電球の断芯、灯器類及び附属品の破損しているものは交換すること。	○	○		○
	月1回	(a) 灯火の点灯状況、灯体の状態点検、灯器の汚損・損傷を点検し、灯器の汚損・損傷しているものは清掃・交換すること。 (b) 灯器の水平・向き・仰角を水準器等により点検調整すること。 点検の際は扉を開けてから30秒以上経過してから閃光管の左上ピンを接地して、コンデンサーの放電を確かめてから取りかかること。 (c) 前面ガラス、内外面及び反射鏡の清掃。反射鏡は鹿皮又は柔らかい綿布にて清拭すること。 (d) 安全スイッチの動作を点検すること。 (e) 回路の主要点の電圧をチェックすること。	○		○	○
(11)進入角指示灯		進入角指示灯の点検調整方法の細部については、取扱説明書によって実施すること。なお技術標準進入角指示灯（PAPI）も参照のこと。				
①灯器	毎日	(a) 点灯状況、レンズ、フィルターの汚れ、草等による光柱への障害及び灯体の取付状態の異常の有無並びに灯器を前面・真横から見通して傾いていないか点検する。断芯交換、レンズ清掃、障害物の除去等は直ちに行い、灯体取付状態の異常、傾き等が認められた場合には精密点検を実施すること。	○	○		○